# 目　次

１．議事日程 …… 3
２．本日の会議に付した事件 …… 3
３．出席議員 …… 3
４．説明のため出席した者 …… 4
５．事務局職員出席者 …… 5
６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 6
７．日程第２　会期の決定 …… 6
８．日程第３　議案第72号～議案第77号 …… 7
９．提案理由の説明 …… 7
（１）議案第72号（西田総務部長） …… 7
（２）議案第73号（西田総務部長） …… 8
（３）議案第74号（西田総務部長） …… 9
（４）議案第75号（西田総務部長） …… 9
（５）議案第76号（西田総務部長） …… 9
（６）議案第77号（蔵原経済部長） …… 9
10．質　疑 …… 10
11．討　論 …… 10
12．採　決 …… 11
13．閉　会 …… 11

５月１７日(火曜日)

# 平成17年（第３回）山鹿市議会５月臨時会会議録

## 議　事　日　程

平成17年５月17日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第72号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例）

議案第73号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第74号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例）

議案第75号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）

議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

議案第77号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市農業振興地域整備促進協議会設置条例）

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

１番　北原昭三君
２番　芹川正美君
３番　藤原　豊君
４番　立山秀木君
５番　立山　隆君
６番　原　徹君
７番　平井邦廣君
８番　吉本政幸君
９番　池田誠一君

| | | |
|---|---|---|
| 10番 | 堀　　茂幸 | 君 |
| 11番 | 永田紘二 | 君 |
| 12番 | 森川昭彦 | 君 |
| 13番 | 早田順一 | 君 |
| 14番 | 川野　　功 | 君 |
| 15番 | 古荘克郎 | 君 |
| 16番 | 島田節男 | 君 |
| 17番 | 森　　芳顕 | 君 |
| 18番 | 家入憲隆 | 君 |
| 19番 | 横手啓介 | 君 |
| 20番 | 高野誠二 | 君 |
| 21番 | 藤原　　弘 | 君 |
| 22番 | 森　　久雄 | 君 |
| 23番 | 西牟田　　長 | 君 |
| 24番 | 太田黒鐵郎 | 君 |
| 25番 | 丸山寛治 | 君 |
| 26番 | 寺崎勇児 | 君 |
| 27番 | 高口功二郎 | 君 |
| 28番 | 山口晋正 | 君 |
| 29番 | 古田信助 | 君 |
| 30番 | 丸山康昭 | 君 |

○

**説明のため出席した者**

| | | |
|---|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正 | 君 |
| 教育長 | 田中　　宏 | 君 |
| 総務部長 | 西田秀行 | 君 |
| 企画振興部長 | 福田憲之 | 君 |
| 市民福祉部長 | 森　　和芳 | 君 |
| 経済部長 | 蔵原栄一 | 君 |
| 建設部長 | 池田永実 | 君 |
| 環境部長 | 熊野次男 | 君 |
| 水道局長 | 池田幸一 | 君 |
| 病院事務部長 | 清田辰郎 | 君 |
| 鹿北総合支所長 | 早野正光 | 君 |

| | |
|---|---|
| 市民福祉部次長 | 角野恵子君 |
| 経済部首席審議員 | 八木田達弘君 |
| 経済部次長 | 有尾隆俊君 |
| 教育次長 | 古家治夫君 |
| 職員課長 | 黒田賢二君 |
| 税務課長 | 横手保夫君 |
| 企画振興課長 | 寺崎泰和君 |
| 福祉課長 | 星子四郎君 |
| 建設課長 | 酒井博士君 |
| 下水道課長 | 渕上富雄君 |
| 収入役職務代理者 | 松永道郎君 |
| 監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長 | 幸村英星君 |

○

**事務局職員出席者**

| | |
|---|---|
| 事務局長 | 宮本誠之君 |
| 議会総務係長 | 桑原幹夫君 |
| 議事係長 | 今坂英俊君 |
| 書記 | 中村武志君 |

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――― ○ ――――――――――――

**○議長（高野誠二君）**

おはようございます。ただいまから平成17年（第３回）山鹿市議会５月臨時会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から発言の申し出があっておりますので許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

おはようございます。発言の許可をいただき、ありがとうございます。本日の会議におきまして、助役ほかの人事案件の上程を考え、議会運営委員会にも提案したところでございますが、議員の皆様への説明の不足、議案上程までの手続きの不備など種々の問題がありました。議員各位には大変ご心配をかけ、申し訳なく思っております。そこで、今議会には提案を見送り、次回以降提案したいと思いますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。今後、提案いたしますときには、今回の経験を糧として、遺漏なきよう努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

**○議長（高野誠二君）**

直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（高野誠二君）**

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、立山隆議員及び原徹議員を指名いたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――

**日程第２　会期の決定**

**○議長（高野誠二君）**

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

**日程第３　議案第72号～議案第77号**

**○議長（高野誠二君）**

日程第３、議案第72号から議案第77号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

**議案第72号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例の一部を改正する条例）**

**議案第73号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）**

**議案第74号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例）**

**議案第75号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）**

**議案第76号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）**

**議案第77号　専決処分の承認を求めることについて（山鹿市農業振興地域整備促進協議会設置条例）**

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

**○議長（高野誠二君）**

提案理由の説明を求めます。西田総務部長。

［総務部長　西田秀行君　登壇］

**○総務部長（西田秀行君）**

おはようございます。議案第72号　専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

１ページをお願いいたします。本案は、２ページに掲げております専決第22号により、山鹿市税条例の一部を改正する条例について、17年３月31日に専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

専決の理由は、地方税法等の一部を改正する法律が17年３月25日に公布され、同年４月１日から施行されることになりました。その措置に急施を要するため、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

３ページをお願いいたします。山鹿市税条例の一部を改正する条例であります。まず２行目の第24条は、個人市民税の非課税の範囲について定めたものですけれども、年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置が廃止されるため削除したものであります。

次の第36条の２は、市民税の申告について定めたものですが、税法改正により条項等の整備をするものでございます。

次の第63条の３、これは固定資産税の区分所有等に係る按分の申し出について定めるものですが、災害等で被災を受けた区分所有に係る家屋の敷地の用に供される土地の共有部分に対して、課税標準の特例の適用期限が被災を受けた翌々年度までとなっておりましたが、大規模な災害等が発生しており、避難指示から避難解除までの期間が長期化しております。避難の指示等が行われた場合、その解除日の属する年の１月１日以降、３年度まで適用期間が延長されたことに伴い、改正するものであります。この区分所有等に係るものについては、マンション等が対象となると考えております。

中段ちょっと上になりますが、第74条の２は、これは一般住宅のことでありますが、被災住宅用地の申告について定めたもので、第63条の３と同様に一般の住宅地が災害等で被災を受けた場合に、課税標準の特例の適用期限を、被災を受けた翌々年度までとなっておりましたものが、避難の指示等が行われた場合、その解除日の属する１月１日以降、３年度まで適用期限が延長されたことに伴い改正するものであります。

ちょうど中段になりますが、附則第８条ですが、これは肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の特例について定めたものですが、租税特別措置法第25条第１項が改正されたことにより、その期間を平成21年度までに改めるものであります。

その行の次の行になりますが、附則第10条の３以降、次の４ページの後段になりますが、附則第20条までは税法附則の改正に伴い改正するものであります。

以上、改正条例の附則といたしまして、４ページの末尾の方になりますが、この条例は17年４月１日から施行するものでございます。第２条に市民税に関する経過措置を、これは５ページになっております。それから、第３条、これは６ページの最後の条になりますが、固定資産税に関する経過措置を定めたものであります。以上、説明を終わります。

続きまして、議案第73号　これも専決処分の承認を求めるものでございます。本案は２ページに掲げておりますように、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例について、17年３月31日に専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

３ページをお願いいたします。第２条は納税義務者等について定めたものですが、税法の改正によりまして、条項等の整備のため改正するものです。

附則第７項及び13項についても、税法の改正により条項等の整備のために改正

したものでございます。

続きまして、議案第74号を説明いたします。これも専決処分をしたものであります。２ページに掲げております専決第24号により、山鹿市税特別措置条例の一部を改正する条例について、17年３月31日に専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

３ページをお願いいたします。第４条は過疎地域における課税免除について定めたものですが、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第１条の改正により、立地企業が償却資産の取得価格の合計額を2,500万円から2,700万円に改正したものでございます。

以上、税関係の条例の専決処分についてご説明をしました。

続きまして、議案第75号、これも専決処分の承認を求める議案であります。山鹿市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものであります。

改正の内容といたしましては、農業委員会委員の費用弁償額を2,300円とし、併せて条文の整備を図ったものです。附則といたしまして、この条例は４月１日から施行することとしております。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第76号でございます。これも専決処分の承認を求めるものですが、山鹿市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分をいたしましたので議会の承認を求めるものであります。

３ページをお願いします。条例改正の内容としましては、市立病院の薬局を薬剤科とし、看護部に看護科を設ける等の組織改編を行うとともに、山鹿市一般職員の給与に関する条例の一部を改正したものでございます。附則といたしまして、この条例は４月１日から施行することとしております。

専決処分の案件についてご説明を申し上げました。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

**○議長（高野誠二君）**

蔵原経済部長。

［経済部長　蔵原栄一君　登壇］

**○経済部長（蔵原栄一君）**

議案第77号　専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。議案第77号は、山鹿市農業振興地域整備促進協議会設置条例に関する専決処分でご

ざいます。平成17年３月31日、地方自治法第179条第１項の規定に基づき専決処分をしましたので、同法第３号の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

専決の理由は、農業振興地域整備計画の策定及び変更、並びに整備計画に基づく事業の実施に関する重要事項について協議をするため、協議会を設置する必要が生じました。また、県の協議会への申請など、早期の設置が必要でございましたので、専決処分をしたものでございます。

附則といたしまして、本条例は17年４月１日より施行するものでございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（高野誠二君）**

この際、議案審査のため暫時休憩いたします。

午前10時12分　休憩

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――

午前10時30分　開議

**○議長（高野誠二君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○議長（高野誠二君）**

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

**○議長（高野誠二君）**

お諮りいたします。ただいま議題となっております全案件については、会議規則第37条第２項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

**○議長（高野誠二君）**

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

**○議長（高野誠二君）**

これより採決を行います。議案第72号から議案第74号までの３案件を一括採決いたします。

議案第72号から議案第74号までの３案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり承認されました。

**○議長（高野誠二君）**

次に、議案第75号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**○議長（高野誠二君）**

次に、議案第76号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

**○議長（高野誠二君）**

次に、議案第77号について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（高野誠二君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**閉　会**

**○議長（高野誠二君）**

これをもちまして、今期臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、平成17年（第３回）山鹿市議会５月臨時会を閉会いたします。

午前10時32分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**高　野　誠　二**

山鹿市議会議員　**原　　徹**

山鹿市議会議員　**立　山　　隆**